

◎新潟県告示第14号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

令和元年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	4者	土沢942番6ほか88筆 8.4ha
新発田市	43者	菅谷大師子谷内1429番ほか708筆 79.1ha
阿賀野市	18者	野田家浦554番1ほか140筆 16.8ha
胎内市	12者	小出道端227番ほか102筆 24.5ha
聖籠町	19者	諏訪山苔沼2230番3ほか105筆 10.5ha
新潟市	70者	北区太田2193番ほか939筆 85.2ha
五泉市	6者	丸田婦毛640番1ほか367筆 31.4ha
三条市	11者	井栗道田丙932番3ほか483筆 43.0ha
長岡市	2者	乙吉町中田322番ほか20筆 2.4ha
出雲崎町	1者	大寺別当719番ほか5筆 0.3ha
魚沼市	12者	虫野大地田1045番1ほか72筆 6.5ha
十日町市	5者	馬場甲844番1ほか35筆 4.4ha
柏崎市	49者	上方岡ケ596番ほか786筆 54.0ha
上越市	44者	長者町天神286番ほか645筆 95.4ha
妙高市	3者	西菅沼新田1083番ほか29筆 7.3ha
糸魚川市	4者	中川原新田3538番ほか21筆 1.6ha
佐渡市	21者	城腰小沢179番1ほか170筆 23.7ha
合 計	324者	4,732筆 494.6ha

2 申請年月日

平成31年4月23日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。